

静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第20条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第7条第2項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1項中「第20条第3項」を「第19条第3項」に改め、同条第2項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に、「第20条第3項」を「第19条第3項」に改め、同条を第10条とし、第12条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1中

「

静岡市清水桜橋自転車等駐車場	静岡市清水区入江岡町914番地の2	自転車 原動機付自転車（総排気量が0.05リットル以下のものに限る。別表第3の2の表において同じ。）
----------------	-------------------	---

を

」

「

静岡市清水桜橋自転車等駐車場	静岡市清水区入江岡町914番地の2	自転車 原動機付自転車（総排気量が0.05リットル以
----------------	-------------------	-------------------------------

に、

		下のものに限る。)
--	--	-----------

静岡市清水狐ヶ崎自転車等 駐車場	静岡市清水区北脇官有無番 地	自転車 原動機付自転車（総排 気量が0.05リットル以 下のものに限る。別表 第3の2の表において 同じ。）
静岡市草薙駅前東自転車等 駐車場	静岡市清水区草薙1932番地 の3	
静岡市草薙駅前西自転車等 駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3 番20号	

静岡市清水狐ヶ崎自転車等 駐車場	静岡市清水区北脇官有無番 地	自転車 原動機付自転車（総排 気量が0.05リットル以 下のものに限る。）
静岡市草薙駅前東自転車等 駐車場	静岡市清水区草薙1932番地 の3	
静岡市草薙駅前西自転車等 駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3 番20号	

改める。

別表第3中「第6条、第7条、第11条、第20条関係」を「第6条、第7条、第10条、第19条関係」に改め、別表第3の1静岡市青葉通り自転車等駐車場、静岡市追手町自転車等駐車場、静岡市黒金町西第1自転車駐車場、静岡市黒金町西第2自転車等駐車場、静岡市黒金町東第1自転車等駐車場、静岡市黒金町東第2自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市森下町自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第2自転車駐車場及び静岡市由比駅前自転車等駐車場の駐車料金の表中備考以外の部分を次のように改める。

- 1 静岡市青葉通り自転車等駐車場、静岡市追手町自転車等駐車場、静岡市黒金町西第1自転車駐車場、静岡市黒金町西第2自転車等駐車場、静岡市黒金町東第1自転車等駐車場、静岡市黒金町東第2自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市森下町自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第2自転車駐車場、静岡市

草薙駅前西自転車等駐車場及び静岡市由比駅前自転車等駐車場の駐車料金

駐車対象車 両の区分	利用の方法	利用期間	駐車料金		
			一般	学生	屋根のない 施設（静岡市 草薙駅前西 自転車等駐 車場に 限る。）
自転車	定期利用	1箇月	2,030円	1,010円	1,010円
		3箇月	5,500円	2,750円	2,750円
		6箇月	9,780円	4,890円	4,890円
		1年	17,120円	8,560円	8,560円
	一時利用	1回（1日）	100円	100円	50円
原動機付自 転車	定期利用	1箇月	3,050円	1,520円	1,520円
		3箇月	8,250円	4,120円	4,120円
		6箇月	14,680円	7,340円	7,340円
		1年	25,690円	12,840円	12,840円
	一時利用	1回（1日）	150円	150円	70円
自動2輪車	一時利用	1回（1日）	200円	200円	

別表第3の2静岡市草薙駅前西自転車等駐車場の駐車料金の表を削り、別表第3の3静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金の限度額の表を別表第3の2静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金の限度額の表とする。

別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の静岡市自転車等駐車場条例第8条及び別表第4の規定に基づき、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に駐車料金を納付した回数駐車券を有する者は、施行日以

後に当該回数駐車券を使用して静岡市草薙駅前西自転車等駐車場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 この条例による改正後の静岡市自転車等駐車場条例別表第3に基づく静岡市草薙駅前西自転車等駐車場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う駐車料金の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。